

## <公衆浴場営業許可申請>

### 提出書類一覧 (※許可申請手数料 22,000円)

- (1) 公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)  
※法人にあっては、生年月日の記入は要しないこと。
- (2) 法人にあっては、定款または寄附行為の写し
- (3) 申請者が設立の登記を必要とする法人の場合は、登記事項証明書
- (4) 施設の構造設備の概要を記載した書類
- (5) 公衆浴場の設置の場所の配置並びに入浴者の衛生および風紀に必要な措置が松山市公衆浴場法施行条例に規定する基準に適合することを具体的に記載したもの  
※一般公衆浴場以外の公衆浴場である場合は、その旨を具体的に記載した書類  
※一般公衆浴場および個室付浴場以外の公衆浴場で、基準の一部を緩和または適用しない場合は、公衆衛生上・風紀上支障がないことを具体的に記載した書類
- (6) 施設の周囲300メートル以内の見取図に、隣接する他の公衆浴場との最短距離を実測記入したもの
- (7) 施設の平面図および断面図
- (8) 水道水以外の湯水を浴用に使用する場合は、松山市公衆浴場法施行規則第8条第1号に規定する水質基準に適合していることを証する書類(水質基準の詳細は、裏面へ)  
※水質検査の結果の写し等
- (9) (A) 施設を新たに建築しようとする場合または現に建築中である場合
  - 建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証の写し  
またはこれに代わる書類

施設の完成後は、公衆浴場営業施設完成届出書(様式第2号)に、(B)の書類の写しを添えて、速やかに保健所長に提出してください。

#### (B) 既存の建物を使用する場合

- 建築基準法第7条の第5項もしくは第7条の2第5項の規定による検査済証の写し  
またはこれに代わる書類の写し
- 消防法及びこれに基づく命令等の規定に適合することを証する書類の写し

## <原水の水質基準>

項目	基準	検査方法
1 色度	5 度以下	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2 度以下	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法
3 pH	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法
4 有機物 (過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L 以下	滴定法
有機物 (TOC)	3mg/L 以下	全有機炭素計測定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	10CFU/100ml 未満 (検出せず)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

### 備考

当該原水の性質により上表 1 の項から 4 の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であって、かつ、公衆衛生上支障を来さないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

この表 4 の「有機物」を測定する場合に、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の測定結果を適用することが不適切と考えられるときは、過マンガン酸カリウム消費量を測定するものとする。

この表 5 の項中欄中「検出されないこと」とは、同項右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。